

「学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務」
公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月

甲府市教育委員会

「学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務」

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市では、文部科学省が示す「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、学校ネットワークシステム再構築及び運用保守を行ってきた。

しかし、機器の老朽化が進行していることや、保守サポートの期間満了が控えていること、文部科学省が示すゼロトラストネットワークに対応する必要があることから、新たに学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務の業務委託を行う。

また、本業務委託に際して、民間の豊富な技術力・ノウハウ等を背景に、より性能の優れた提案を得るため、事業者の選考については公募型プロポーザル方式により選考する。

2 公募型プロポーザルの概要

(1) 業務名

学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務

(2) 業務内容

別紙「学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

・履行期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

・提案上限額（消費税相当額を含む金額）

金 439,123,000 円

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、後述する提案価格書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

(3) 主催及び事務局

・主催者 甲府市教育委員会

・事務局 甲府市教育委員会 教育部教育総室学事課
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

(4) スケジュール

・選定については、別紙1を参照

・業務については、仕様書を参照

(5) 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 公告の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過していること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 甲府市の指名停止を受けている者でないこと。
- ⑥ 租税を完納していること。
- ⑦ 過去 5 年以内に国、地方公共団体において、本業務に類似する業務（校内環境分離等）に関する実績を有していること。
- ⑧ 過去 5 年以内に国、地方公共団体において、ゼロトラストネットワークに関する実施設計または構築等に関する実績を有していること。
- ⑨ 「ISO27001/ISMS」を取得していること
- ⑩ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または、法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) 参加資格要件確認基準日

甲府市教育委員会が参加表明書を受理した日から、提案事業者と委託契約を締結する日までの間とする。

(7) 提出書類

①参加表明に関するもの

- ・ 提出書類
 - ・ 参加表明書（様式 1）
（提案者が提案の一部について、他の企業への下請け委託を前提とする場合は、業務協力契約予定書（様式 6）を添付すること。）
 - ・ 会社概要等整理表（様式 3-1～3-4）
 - ・ 誓約書（様式 7）
 - ・ 法人市民税納税証明書
 - ・ 履歴事項全部証明書
- ・ 提出期限 令和 6 年 7 月 2 日（火） 17 時まで（遅れた場合は参加を認めない）
受付時間：土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
- ・ 提出先 〒400-8585
甲府市丸の内 1 丁目 18 番 1 号
甲府市役所本庁舎 9 階 教育部教育総室学事課 ICT 整備係
- ・ 提出方法 上記提出先へ直接持参又は郵送で提出すること。

※郵送の場合は受取確認ができる方法で郵送すること。

②企画提案に関するもの

- ・提案書類 企画提案書、提案価格書を提出すること。

(ア) 企画提案書

- ・提出様式 様式2（表紙）
- ・提出部数 代表者印押印のもの1部、写しを10部 合計11部
表紙に「様式2」を使い、紙製ファイルを使用すること。
企画提案書の電子データをCD-ROMで1枚提出すること。
- ・作成要領
 - ・優先交渉権者選考審査基準の記載項目に従い作成すること。
（補足資料についてはこの限りではない。）
 - ・提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とすること。
 - ・優先交渉権者選考審査基準の記載項目毎に対象とする提案を行うこと。
 - ・記載は当該項目内で完結すること。当該項目以外に掲載されている記述は、採点の対象とならないことに留意すること。
 - ・提案書に記載する内容は全て本事業における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。
 - ・説明は文章をもって行い、図等はその補助として用いること。
図のみの説明は認めない。
 - ・業務仕様等、甲府市教育委員会が公開した各種事業関連図書の内容を前提として提案すること。
 - ・優先交渉権者選考審査基準記載項目の内【4.その他】を除く全ての項目は、必須として記入すべきものであり、これらの項目において、記入がないなどの場合は、評価できないため失格となる場合があるため、記入には十分留意すること。
 - ・提案書は40ページ以内とすること。（様式2の表紙は含まず）

(イ) 提案価格書

- ・提出様式 様式4
- ・提出部数 代表者印押印のもの1部（封入封緘押印のこと）
- ・作成要領 提案価格書提出の際、提案価格内訳書（様式5）を1部提出すること。（提案価格書と割印のこと）
- ・提出期限 令和6年7月26日（金）17時まで
受付時間：土日祝日を除く午前9時から午後5時まで
- ・提出先 〒400-8585
甲府市丸の内1丁目18番1号

- 甲府市役所本庁舎 9階 教育部教育総室学事課 ICT 整備係
- ・提出方法 上記提出先へ直接持参又は郵送で提出すること。
※郵送の場合は受取確認ができる方法で郵送すること。

(8) 質問

①質問受付期間

- (ア) 期限 令和6年6月21日(金) 17時まで
- (イ) 受付方法 質問書(様式9)を利用して作成し、電子メールにより提出すること。
到着確認を必ず行うこと。
- (ウ) 電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp
- (エ) TEL 055-223-7322
- (オ) 回答日 令和6年6月28日(金)

※質疑応答内容については、甲府市ホームページに掲載する。

- ②留意事項 本要領、事業契約書(案)及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

(9) プレゼンテーション審査

- ①実施日 令和6年8月9日(金)
- ②場 所 甲府市役所本庁舎 9階 「会議室9-2(研修室2)」
※時間・場所等の詳細は、甲府市ホームページに後日に掲載する。

3 選考について

(1) 受託事業者の選考

優先交渉権者選考審査基準(以下「審査基準」という。)に基づき、「学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務」受託事業者選考審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、企画提案書審査及びプレゼンテーション審査を行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。また、次点交渉権者も併せて選考する。

(2) 優先交渉権者

審査委員会にて選考された優先交渉権者は、甲府市教育委員会と仕様並びに価格等を協議のうえ、甲府市教育委員会の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、甲府市教育委員会は、次点交渉権者と協議を行うことがある。

また、参加表明者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

(3) 受託事業者

受託事業者は、甲府市教育委員会と契約を締結し、受託業務を実施する。

4 公募型プロポーザルの評価

プレゼンテーション審査を実施した後、審査基準により企画提案の評価を行う。
提案内容の評価のポイントについては、審査基準を参照のこと。

5 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文書にて通知する。
また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者についてはその名称まで）を甲府市ホームページに掲載する。

6 その他

- (1) 参加資格要件⑤の租税については、市区町村税とし、納期限未到来及び延納証明があるものを除き、原則として完納した法人市民税納税証明を提出すること。本店所在地の自治体が発行する証明書、または、甲府市内に営業所等がある場合には、甲府市の証明書を提出すること。
- (2) 企画提案書の作成・提出、プレゼンテーション審査の参加等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- (3) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に甲府市教育委員会に届け出るものとする。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証拠書類等を添付すること。
- (4) 提出書類の著作権等の取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。但し、事業者選定結果の公表等において甲府市教育委員会がこの事業に関し必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (6) 公募型プロポーザルに関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、甲府市教育委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 参加表明書提出後、参加を辞退する場合は、指定の様式（様式8）を使用し、辞退届を企画提案書の提出期限内に事務局宛に直接提出すること。（郵送等他の手段による提出は不可）提出辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- (8) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (9) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
 - ① 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - ② 参加者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない応募
 - ③ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - ④ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ⑤ 2通以上の書類提出がなされた応募

- ⑥ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (10) 規程等は、甲府市ホームページからダウンロードすること。
 - (11) 契約書案及びサービス仕様書等に基づき契約を行うものとする。
 - (12) スケジュール変更については、甲府市ホームページへ随時掲載する。
 - (13) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと甲府市教育委員会が判断したときは、プロポーザルを中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる全ての経費は甲府市教育委員会に請求できない。

以 上